

## 県外で受診した産婦健康診査の費用助成について

里帰り出産などの理由で、高知県外（日本国内）の医療機関で産婦健康診査を受けた場合、実費を自己負担した後に、公費負担額を上限として、保険適用外の健診・検査費用の一部又は全額を助成します。

該当される方は、下記をご覧ください。受診後に健康推進課での手続きをしてください。

### ●対象

- ①令和2年10月1日以降に出産された方で、健診受診日に、住民票が須崎市にある方
- ②須崎市の産婦健康診査受診票の交付を受けた方

### ●申請期限

産婦健康診査を受診した日から1年以内

### ●申請に必要なもの

- ①産婦健康診査費助成金交付申請書

※申請書は健康推進課窓口で配布、または、須崎市のホームページからダウンロード  
(申請時に、健康推進課窓口で記入できます。)

- ②産婦健康診査受診票（本人・実施医療機関記入欄の記載が必要です）

※助成を受けるために必要な検査項目があります。本ページの下部太枠内を受診医療機関へお渡しください。

- ③医療機関発行、健診費用が明記された領収書の原本（領収印のあるもの）

- ④母子健康手帳（または、出生届出済証明欄と、申請する健診・検査の記録欄の写しでも可）

- ⑤申請者名義の金融機関名・口座番号（※ゆうちょ銀行の場合は、他行振込用の支店名・口座番号）

- ⑥印鑑（申請書への押印用、認印可。申請書の訂正には、訂正印が必要です）

### ●助成の上限額

1回 5,000 円

※健診費用が上限額よりも少ない場合は、その額が助成額となります。

### ●申請場所・お問い合わせ先

須崎市健康推進課

住所：須崎市山手町 1-7

受付時間：月曜～金曜（平日）の午前8時 30 分から午後5時 15 分

電話番号：0889-42-1280

----- キ リ ト リ -----

### 県外の医療機関のみなさまへ

須崎市では県外の医療機関において産婦健康診査を受診する場合は、受診者が医療機関へ費用を全額支払い、後日須崎市へ申請することにより助成を受ける払い戻し（償還払い）を行っています。

つきましては、産婦が貴医療機関で産婦健康診査を受診した際には、受診者に費用を請求し、健診の費用がわかる領収書を発行してください。また、お手数をおかけしますが、母子手帳には、出産後の母体の経過（健診受診日、医療機関名・担当医師名、産婦の体重、血圧、尿検査、子宮復古の状況 悪露 乳房の状態等）のご記入をお願いします。EPDS については、必須となっていますので、お手数ですが写しをご本人にお渡しくださいますようお願いいたします。様式については、須崎市が発行した、産婦健診受診票裏面の様式をお使いください。

なお、ご不明な点や受診結果から早急な対応が必要と判断された場合には、須崎市健康推進課までご連絡をお願いします。 連絡先 高知県須崎市役所 健康推進課 0889-42-1280